

新潟市下山コミュニティハウス利用のきまり

下山地区コミュニティ協議会
下山コミュニティハウス管理運営委員会
〒950-0003 新潟市東区下山1丁目121
Tel 025-270-2200 Fax 025-270-2210

住みよい地域社会のふれあいの場である「下山コミュニティハウス（以下「ハウス」という。）」は、私たちみんなの施設です。

私たちは、ハウスの利用にあたって、お互いに仲良く、譲り合いの精神をもち、防災に留意し、秩序を守り、みんなの公共施設及び環境を大切にして利用しましょう。

（ハウスの機能）

地域住民の自治活動、文化、教養活動、保健・体育、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動の場となります。

（ハウスの管理運営）

地域内の自治会、町内会をはじめ各種団体の代表者で構成する「下山地区コミュニティ協議会下山コミュニティハウス管理運営委員会（以下「本会」と言う）」が、新潟市から指定管理者の選定を受けてハウスの管理運営にあたります。

（利用できる時間）

- （1）利用できる時間は、原則として午前9時から午後9時までとします。
- （2）利用時間区分は、次の3区分とします。

区 分	時 間
午 前	午前 9 時 ～ 午後 0 時 50 分
午 後	午後 1 時 ～ 午後 4 時 50 分
夜 間	午後 5 時 ～ 午後 9 時

（利用時間の厳守）

利用者は、午前、午後、夜間とも時間内に後始末を含め使用を終了してください。ただし、止むを得ず時間を延長する場合は、管理人の承認を受けてください。

（休館日）

- （1）毎週月曜日（週の定休日）
- （2）国民の祝日
- （3）8月13日～8月16日の期間（お盆期間）
- （4）12月29日～1月3日の期間（年末年始）

（利用手続きと利用承認及び取消し）

- （1）利用の申込みは、所定の申込書を受付に提出してください。
 - （イ）定期利用申込み
 - （ロ）不定期利用申込み
- （2）受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- ~~（3）電話による申込み、取消しは受け付けません。~~
- （4）利用の承認は、管理運営委員会が決定します。
- （5）利用の承認は、原則として申込み順とします。
- （6）下山校区の住民及び団体の利用が優先されます。
- （7）取消しの際は、速やかに受付に申し出て、許可書を返還してください。

電話等での仮予約受付および変更・取消も行っております。

(利用の制限及び禁止事項)

次のような目的の利用は承認いたしません。また違反行為があったときは、直ちに承認を取り消し、以後の利用を禁止します。

- (1) 公益、秩序、風俗、環境を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、その他物件を破損又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 利用の目的がはっきりしないとき。
- (4) 営利を目的とするとき。(本会が承認した場合は除く)
- (5) 販売行為は禁止します。(本会が承認した場合は除く)
- (6) アルコール類の持ち込みは、事前に本会の承認を受けること。
- (7) 特定の政党及び特定の候補に関する選挙活動と認められるとき。
(ただし、選挙管理委員会より要請があった時は除く)
- (8) その他ハウスの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料金)

コミュニティ活動をより活発にするための原資(消耗品及び備品の購入費、修繕費、自主事業の経費等)として、ハウス利用者から利用料金(下表)を納入していただきます。

新潟市下山コミュニティハウス利用料金一覧

(単位 : 円)

施設名	部屋面積	利用料金			備考
		午前	午後	夜間	
会議室	47.47 m ²	600	600	600	本棚付
和室 A	22.5 畳	600	600	600	水屋付
和室 B	22.5 畳	600	600	600	連結使用可
調理室	19.66 m ²	400	400	400	連結使用可
多目的 ホール 1	57.72 m ²	500	500	500	
多目的 ホール 2 (大)	64.08 m ²	700	700	700	
工作室	47.95 m ²	800	800	800	会議室として利用は600円

※ 飲酒を伴う利用の場合は、1室につき1,000円の利用料金を加算します。
(連結使用の場合は、合計1,500円とする。)

尚、室の清掃を業者に依頼する場合は別途料金をいただきます。

※ 工作室電気窯の使用料は、素焼300円・本焼500円とする。

(寄付について)

善意による備品・器具・図書等の寄付は申し受けますが、寄付の氏名は公表しません。

(その他)

この「きまり」に定めがない事項は、細則に定める。

付 則

1. このきまりは、平成20年 7月 1日から実施する。
2. 飲酒を伴う協力費の補正は、平成20年 9月 5日から実施する。
3. 工作室電気窯使用料は、平成21年 4月 1日から実施する。
4. 協力費の改正は、平成22年 4月 1日から実施する。
5. 利用料金については、平成24年 4月 1日から実施する。